

行政訴訟(当事者訴訟) 追加の意義について

これまでの訴訟について

何を法的根拠として請求してきたか？



(NHKと放送受信設備設置者間の)
放送受信契約

これまでの訴訟について

- ・放送受信契約を法的根拠として
何を請求してきたか？
- ➡ ①NHKは放送法4条及び番組準則を守る義務が放送受信契約の義務(債務)として存在すること
- ➡ ②NHKが放送法4条に違反する放送を行った(契約の義務に違反した)ことから、その債務不履行により、放送を見た者が受けた精神的苦痛についての損害賠償請求。

これまでの訴訟について

- ・契約 ➡ 通常、私人間同士で行うもの
- 契約を規律する基本法 ➡ 民法
- 私人間の権利利益関係を定める法



私 法

これまでの訴訟について

私人間で紛争が生じた場合
(契約に関する紛争が生じた場合)



裁判所に紛争解決を求める
(民事訴訟)



裁判所は法(私法)を適用して解決

これまでの訴訟について

裁判所に紛争解決を求める(民事訴訟)
と言っても実際にはどうするのか？
例・どの場所にある裁判所に訴えるの？
・何を書いて訴えるの？等



**民事訴訟の基本法
民事訴訟法**

追加した訴えについて

(追加した訴え)

被告NHKは、原告らに対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。

↓
この文言自体は従前と同じ
↓
何が違うのか？

追加した訴えについて

・何が違うのか？

⇒ 請求の法的根拠が違う

・追加した請求の法的根拠

⇒ 放送法第4条

(これまでの訴訟との違い)

放送受信契約ではなく
放送法第4条を直接の根拠とする

追加した訴えについて

・どうして放送法4条を直接の根拠とする訴えを追加するのか

- ⇒ ・放送法4条の法的性格について
裁判所の判断を正面から問う
- ・裁判所の選択肢を増やす

追加した訴えについて

放送法4条を直接の根拠とした場合、
何が変わってくるのか？

・放送法は、放送業者と国との関係や、放送業者の組織等を定めたものであり、私人間の権利関係を規律することを目的として定められたものではない。

⇒ 公法としての性格を有している

追加した訴えについて

- 放送法は公法としての性格を有する
- NHKは放送法において放送事業者の中でも特殊な扱いを受けている

↓

放送法4条を根拠とする放送受信者に対するNHKの義務は公法関係とみるべきである

追加した訴えについて

公法関係における紛争

≠ 私法関係における紛争

↓

行政事件訴訟法

追加した訴えについて

行政事件訴訟法4条(当事者訴訟)

当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分
又は裁決に関する訴えで法令の規定によりその
法律関係の当事者の一方を被告とするもの
及び

公法上の法律関係に関する確認の訴え
その他の公法上の法律関係に関する訴訟

追加した訴えについて

(問題点)

- ・放送法4条が個別の放送受信者に対する義務を定めたものなのか

(NHKの主張)

- ・放送法4条は国民全体に対する抽象的義務であり個別具体的な義務ではない

追加した訴えについて

【抽象的義務とする見解に対する反論】

- ・放送法4条1項各号を抽象的義務と捉える見解は、同条項の義務を総務大臣に対する義務と捉える。



同条項を根拠にした放送内容に対する
総務大臣の介入を招くことを容認すること
に他ならない

追加した訴えについて

【具体的義務と構成すべき根拠】

放送法4条1項各号の重要性

- ・地上波の放送事業者から発信される情報は、国民の思考形成や行動に対し多大な影響を与える。
- ・放送法4条1項各号に違反する放送により、選挙権の行使が制約を受け国民が重大な損害を受けるおそれがある。
- ・アクセス権の観点等

追加した訴えについて

【追加した訴えを審理すべきであること】

- ・NHKの放送内容に対抗する手段
 - ・契約締結拒否という手段は最判によって断たれた
 - ・経営委員会や国会等のチェックは迂遠で実効性が乏しい
 - ・放送内容によって被害を受ける放送受信者こそNHKに対し放送法4条を遵守する義務があることを主張する利益が最もある

おわり